

株式会社日本総合研究所
健康・医療政策コンソーシアム 会員規約

第1章 総則

第1条 目的

本規約は、株式会社日本総合研究所健康・医療政策コンソーシアム（以下「当コンソーシアム」という。）の会員規約（以下「本規約」という。）に定められた会員が、本規約第2条の目的を遂行するために定めたものである。

第2条 当コンソーシアムの目的

①：当コンソーシアムの活動を通じて、持続可能で質の高い医療提供体制の構築に関する提言に資する有益な意見交換を行うこと。②：①の意見交換によって日本総研が当コンソーシアムの発信名義でとりまとめた提言の社会実装を進めるために必要な意見交換を行うこと。③：①②をもって、国民の社会保障への不安の軽減、並びにより多くの人々のより豊かな人生の実現に寄与すること。（以下「本目的」という。）

第3条 当コンソーシアムの組織

当コンソーシアムでは、意見交換の場であるラウンドテーブルを設置し、有識者から意見を頂く。そして、協賛企業と日本総研のチームとの議論の場としてワーキンググループ(以下「WG」)を設置し、政策提言に向けた議論・研究を行う。WGの提言内容は、日本総研の研究チームが最終化の責を担うものとする。

第2章 会員資格

第4条 会員種別・会員資格

当コンソーシアムの会員は、次の2種とする。

(1) 協賛会員

当コンソーシアムの本目的に賛同し入会申し込みを行い、当該取組みへの協賛を行うことについて、当コンソーシアム運営主体であり事務局を務める株式会社日本総合研究所（以下「日本総研」という。）の承認を得た業界ならびに、その業界団体が了承した加盟法人団体(以下「協賛会員(団体)」)。又は、日本総研の承認を得た法人（以下「協賛会員(法人)」)。

(2) 賛同会員

当コンソーシアムの本目的に賛同して入会申し込みを行い、日本総研の承認を得た団体・学会・企業。

第5条 入会手続

当コンソーシアムの目的に賛同し、日本総研所定の入会申込書を日本総研所定の方法により送付することにより、入会申し込みをし、日本総研の承認を得て会員となるものとする。そして、日本総研は、本研究会に参加している会員の名称を公表することができる。

第6条 入会承認の手続

日本総研は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、会員からの入会申込みの承認をしない場合がある。

- (1) 申込者が当コンソーシアムの本目的に賛同していることが確認できない場合。
- (2) 申込者が過去に当コンソーシアムから会員資格を取り消されたことがある場合。
- (3) 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (4) その他、日本総研が会員とすることを不相当と判断した場合。

第7条 会費および支払い方法

会員は、本条に定めるところに従い、年会費を支払わなければならない。

2 年会費の対象期間は、入会日から1年間とする。

3 年会費の支払いは、日本総研が定める支払期日までに日本総研が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。

なお、支払いに伴い振込み手数料等が発生した場合は、会員の負担とする。

4 当法人は、会員への事前の告知をもって、翌年度からの年会費を変更することができるものとする。

5 年会費の額は、次の各号に掲げる通りとする。

(1) 年会費 2022年7月現在

① 協賛会員 団体 個別相談

法人 一口 3,000,000円(税抜き)

② 賛同会員 団体 個別相談

法人 一口 500,000円(税抜き)

4 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わずこれを返還しないものとする。

第8条 有効期間

会員資格の有効期間は第6条により支払った年会費の対象期間とし、第8条による退会の申し出、又は第9条による除名若しくは第10条による会員資格の喪失がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

第9条 退会

会員は、日本総研に対し、退会の1か月以上前に当法人に対して、退会の申し出をすることによりいつでも当コンソーシアムを退会することができる。

第10条 除名

- (1) 当コンソーシアムの名誉を棄損し、又は当コンソーシアムの本目的に反する行為があった場合
- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行なった場合
- (3) その他除名すべき正当な事由がある場合

2 前項の規定により会員を除名したときは、日本総研は、当該会員に対し速やかに除名した旨を通知しなければならない。

第11条 会員の資格喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 正当な理由なく、1年以上会費を滞納したとき
- (4) 法人会員にあっては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てたとき
- (5) 当法人が解散したとき

2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未払いの年会費ほか当コンソーシアムに関して日本総研への債務がある場合は、その債務を免れるものではなく、遅滞なくその支払いを完了しなければならない。

第12条 変更の届出

会員は、入会申込書に記載した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく日本総研所定の変更手続きをするものとする。

2 当コンソーシアムは、前項の届出がなかったことで会員又は第三者に生じた不利益については一切の責任を負わない。

第3章 会員サービスと情報の取り扱い

第13条 会員サービス

会員は、会員の種別に応じて、有効期間中、次に掲げる会員サービスを利用することができる。

■協賛会員

- ・ ラウンドテーブル視聴
- ・ 社会実装 WG 参加
- ・ 日本総研政策人財育成プログラム優先申込み
- ・ 個別プロジェクト立ち上げの提案・参加
- ・ 意見交換会・勉強会申込み

■賛同会員

- ・ ラウンドテーブル視聴
- ・ 社会実装 WG オブザーブ
- ・ 日本総研政策人財育成プログラム優先申込み
- ・ 個別プロジェクトへの参加

第14条 会員情報の取り扱い

会員は、当コンソーシアムに対して提供した会員の名称（個人情報を含まない。）を、次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

（1）当コンソーシアムの運営上、他の会員に知らせる必要がある場合

（2）当コンソーシアムが会員サービスに関わる業務を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱う場合

（3）会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当コンソーシアムのウェブサイトに掲載する場合

第15条 著作権その他の知的財産権

当コンソーシアムの活動に関し、日本総研が会員に提供するレポート、各種議事録、映像その他の資料の著作物の著作権は、日本総研に帰属するものとする。会員が著作権を有する著作物を当コンソーシアムの活動のために提供する場合、当該著作物の著作権は、著作権者に留保されるものとするが、事前に日本総研に別段の取扱いをすべきことを明示しない限り、日本総研に対し、議事録への収録等、当コンソーシアムの活動のために利用を許諾する。

会員が日本総研に対し、他の知的財産権の対象となる情報を提供する場合には、事前に知的財産権の対象であることを明示するものとする。

第4章 本規約の追加・変更

第16条 規約の変更

日本総研は、当コンソーシアムの円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約の内容を変更、追加又は削除することがある。

第5章 その他

第17条 免責および損害賠償

会員は、当コンソーシアムの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利益の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が被害を被った場合であっても、当コンソーシアム及び日本総研は一切責任を負わないものとする。

第18条 公表

当コンソーシアムの活動内容について、報道発表等を行う場合は、事前に日本総研の承諾を得るものとする。

【付則】

本規約は、2022年7月1日より施行する。

以上